

神奈川県 厚木市	個人市民税 個人県民税 領収証書 (公)
市区町村コード 142123	

加入者名 厚木市会計管理者
口座番号 00200-8-960030
指定番号

令和 年 月 分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1) 円
--	-----------

納入金額	給与分	億 千 百 十 万 千 百 十 円									
	(一括徴収分を含む)										
	退職所得分										
	延滞金										
(2)	合計額										

納期限	令和 年 月 日
-----	----------

(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称	様
--	---

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

(納入者保管)

神奈川県 厚木市	個人市民税 個人県民税 納入書 (公)
市区町村コード 142123	

加入者名 厚木市会計管理者
口座番号 00200-8-960030
指定番号

令和 年 月 分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1) 円
--	-----------

納入金額	給与分	億 千 百 十 万 千 百 十 円									
	(一括徴収分を含む)										
	退職所得分										
	延滞金										
(2)	合計額										

納期限	令和 年 月 日
-----	----------

(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称	
--	--

上記のとおり納入します	領収日付印
※	
日計	

※印はゆうちょ銀行本店・郵便局において使用する欄です。

(金融機関保管)

神奈川県 厚木市	個人市民税 個人県民税 納入済通知書 (公)
市区町村コード 142123	

加入者名 厚木市会計管理者
口座番号 00200-8-960030
指定番号

令和 年 月 分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1) 円
--	-----------

納入金額	給与分	億 千 百 十 万 千 百 十 円									
	(一括徴収分を含む)										
	退職所得分										
	延滞金										
(2)	合計額										

納期限	令和 年 月 日
-----	----------

(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称	納
--	---

ゆうちょ銀行の取りまとめ店 横浜貯金事務センター (〒224-8794)	領収日付印
上記のとおり通知します。	
取りまとめ店 受付店→ 厚木支店→厚木市	

(厚木市保管)

市民税
県民税 納入申告書(退職所得分)

(受付印)

(あて先) 厚木市長

令和 年 月 日 提出

納 入 場 所

(平成31年4月1現在)

みずほ銀行	平塚信用金庫
三菱UFJ銀行	中栄信用金庫
三井住友銀行	中南信用金庫
りそな銀行	城南信用金庫
横浜銀行	相愛信用金庫
静岡銀行	中央労働金庫
スルガ銀行	厚木市農業協同組合
三井住友信託銀行	ゆうちょ銀行・郵便局
きらぼし銀行	

退職所得に対する住民税の納入先は、退職金等の支払いをする年の1月1日現在の受給者の住所地の市区町村です。

厚木市役所〔指定金融機関窓口(本庁舎1階)〕

※ゆうちょ銀行・郵便局は、神奈川県、山梨県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都管内で納付することができます。

その他のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、「指定通知書」を、初めて納入する際に、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ提出する必要があります。

「指定通知書」は「特別徴収のしおり」に綴じ込みしてありますが、お持ちでない事業所で、使用を希望される場合には、下記までお問合せいただければ「指定通知書」を送付させていただきます。

問合せ先 厚木市財務部市民税課 046-225-2011
(納入状況・方法については、
収納課 収納管理係 046-225-2020)

令和 年 月 分	人員														
退職者氏名	退職年月	勤続年数	退職金												
	・	年	円												
	・	年	円												
	・	年	円												
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
特別徴収 税額	市民税														
	県民税														
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地														
	氏名又は名称														
	法人番号														

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。